



離婚後の子供との面会を要求するケース。

解説 = 事例

良くあるケースである。離婚時には、定期的な面会を約束しておきながら、結局守られないというケースである。

この場合は、親権と養育権を父親が取得、娘との面会が果たせない母親からの要求であり、ケースとしては母親と娘の悲痛な哀しみがその陰には隠れているようである。内容証明としてはもっと長文になる可能性がある。

母から娘への思慕を想わせる内容で、元・夫への面会交流を強く要求する内容証明

お願い

何度も貴方の携帯に留守録をしておりましたが全く返事も無く、一体何を考えてあるのかと憤りを感じながらこの書簡を書いております。

私と貴方は離婚調停の折に、私たちの一人娘・奈緒子との面会はいつでも許可するとの約束があったので、私の経済的な事情などを鑑みて奈緒子の親権を貴方に譲ることに同意いたしました。

しかしながらこの半年、奈緒子への面会を何度も求めても返事も無くなしおつぶてです。

一体何があったのですか？

調停の時にも話題に出ましたが、娘である奈緒子は私との生活を望んでいるであろうとの見解は、貴方も理解されていたはずです。

つまり、思春期である奈緒子にとっては、心の支えになるような母親が必要であるという認識は貴方も持ってあった筈です。

同席されていた調停委員の方も、常識的な判断であろうと同調されていましたね。

ただそれでも、当時の私と貴方の環境を鑑みて、言わば大人の判断として、貴方に親権者になっていただきました。

不安そうな奈緒子には「お母さんとはいつでも会えるのだからね」と説明をして、納得してもらったことはお忘れではないと思います。

今、奈緒子は、自分の部屋で泣いているのではないかと思えてなりません。もしかして貴方は、奈緒子を軟禁でもしているのですか？

児童相談所に駆け込もうかとさえ思っています。

ともかく、現在の状況は異常なことであり、さらには面会交流ができないことは私の権利への侵害でもあります。

つきましては、今月中に奈緒子と面会させて頂きますようお願い申し上げますと共に、上記の要求に応じてもらえない場合は、しかるべき法的手段に訴える覚悟をしておりますことを申し添えます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

長崎県〇〇市〇〇通り 6 丁目 5-6

長崎 ○子

長崎県長崎市中〇〇町 8-55

長崎 □男 様